

四日市市告示第178号

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年 3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（平成16年四日市市告示第198号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>(補助対象経費及び補助額)</p> <p>第4条 第2条第4号、第5号、第6号及び第10号に掲げる工事（以下「耐震補強工事等」という。）に係る1棟当たりの助成額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 補助金の対象となる経費、補助要件及び補助額は次の表のとおりとする。</p>			<p>(補助対象経費及び補助額)</p> <p>第4条 第2条第4号、第5号、第6号及び第10号に掲げる工事（以下「耐震補強工事等」という。）に係る1棟当たりの助成額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) 補助金の対象となる経費、補助要件及び補助額は次の表のとおりとする。</p>		
補助対象経費	補助要件	補助額	補助対象経費	補助要件	補助額
① 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む）	① 前条第1項第1号及び第2号アの要件を満たすもの	① 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と60万円のいずれか少ない額。ただし、社会	① 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む）	① 前条第1項第1号及び第2号アの要件を満たすもの	① 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と60万円のいずれか少ない額。ただし、社会

む。)		<p>資本整備 総合交付 金交付要 綱第<u>附属</u> Ⅱ編イ一 1 6 一 (1 2) 一①に定 める住宅 の耐震改 修等、建 替え又は 除却<u>等</u>に 関する事 業の要件 に該当す る場合に は、社会 資本整備 総合交付 金交付要 綱<u>附属</u>第 Ⅲ編イ一 1 6 一 (1 2) 一①に定 める住宅 の耐震改 修等、建 替え又は 除却<u>等</u>に</p>	む。)		<p>資本整備 総合交付 金交付要 綱第Ⅱ編 イ一 1 6 一 (1 2) 一① に定める 住宅の耐 震改修 等、建替 え又は除 却に關す る事業の 要件に該 当する場 合には、 社会資本 整備総合 交付金交 付要綱第 Ⅲ編イ一 1 6 一 (1 2) 一①に定 める住宅 の耐震改 修等、建 替え又は 除却に關 する事業</p>
-----	--	---	-----	--	---

		<p>関する事業に係る基礎額を加えることができる。</p>			<p>に係る基礎額を加えることができる。</p>
<p>② 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）</p>	<p>② 前条第1項第2号イの要件を満たすもの</p>	<p>② 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と30万円のいずれか少ない額。ただし、社会资本整備総合交付金交付要綱 <u>附属</u> 第II編イ—16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却 <u>等</u> に</p>	<p>② 対象となる住宅の所有者が行う耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理を行うものに限る。）に要する経費（工事監理費を含む。）</p>	<p>② 前条第1項第2号イの要件を満たすもの</p>	<p>② 1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と30万円のいずれか少ない額。ただし、社会资本整備総合交付金交付要綱第II編イ—16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却に</p>

		<p>関する事業の要件に該当する場合には、社会資本整備総合交付金交付要綱 <u>附属</u> 第三編イ—16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却 <u>等</u> に関する事業に係る基礎額を加えることができる。</p>			<p>る事業の要件に該当する場合には、社会資本整備総合交付金交付要綱第三編イ—16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業に係る基礎額を加えることができる。</p>
<p>③ 対象となる住宅の所有者が行う準耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理</p>	<p>③ 前条第1項第2号アの要件を満たすもの</p>	<p>③ 1棟当たりの準耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と</p>	<p>③ 対象となる住宅の所有者が行う準耐震補強工事（受講耐震診断者が工事監理</p>	<p>③ 前条第1項第2号アの要件を満たすもの</p>	<p>③ 1棟当たりの準耐震補強工事に要する経費の3分の2の額と</p>

<p>を行うものに限る。)に要する経費(工事監理費を含む。)</p>		<p>30万円のいずれか少ない額</p>	<p>を行うものに限る。)に要する経費(工事監理費を含む。)</p>		<p>30万円のいずれか少ない額</p>
<p>④ 対象となる住宅の所有者が行う除却工事に要する経費</p>	<p>④ 前条第1項第1号及び第2号アの要件を満たすもの。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>④ 1棟当たりの除却工事に要する経費として、社会資本整備総合交付金交付要綱 <u>附属</u> 第II編イ—16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業の要件に該当する場合には、社会資本整備</p>	<p>④ 対象となる住宅の所有者が行う除却工事に要する経費</p>	<p>④ 前条第1項第1号及び第2号アの要件を満たすもの。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>④ 1棟当たりの除却工事に要する経費として、社会資本整備総合交付金交付要綱第II編イ—16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業の要件に該当する場合には、社会資本整備</p>

		<p>総合交付金交付要綱 <u>附属</u> 第Ⅲ編イー16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却 <u>等</u> に関する事業に係る基礎額と40万円のいずれか少ない額</p>			<p>総合交付金交付要綱 第Ⅲ編イー16—(12)—①に定める住宅の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業に係る基礎額と40万円のいずれか少ない額</p>
<p>⑤ 対象となる住宅の所有者が行うリフォーム工事に要する経費</p>	<p>⑤ 前条第1項第2号ウの要件を満たすもの</p>	<p>⑤ 1棟当たりのリフォーム工事に要する経費の3分の1の額と20万円のいずれか少ない額</p>	<p>⑤ 対象となる住宅の所有者が行うリフォーム工事に要する経費</p>	<p>⑤ 前条第1項第2号ウの要件を満たすもの</p>	<p>⑤ 1棟当たりのリフォーム工事に要する経費の3分の1の額と20万円のいずれか少ない額</p>

附 則 1 (略) 2 この要綱は、 <u>平成34年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。
--	---

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(危機管理監危機管理室)